

180-参-内閣委員会-7号 平成24年04月17日

※新型インフルエンザへの質問に対する厚生労働副大臣としての答弁

○国務大臣（中川正春君） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十四条、感染症診査協議会なのですが、それから、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十二条、これは精神医療審査会を決めているんですけども、これにおいては、お尋ねのとおり、入院措置の必要性及びその期間を判断する際に行政の独断に陥ることを避けるといった観点から、第三者機関、これの規定が置かれております。

本法案においても権利制限的な規定が設けられているという、これはもう確かではありますが、これらの規定は、感染症法の入院措置のように罹患者の活動の自由を直接的に制約するものではなくて、また罰則によってその実効性を担保しているというわけでもないことから、第三者機関を設けるまでの必要はないというふうに判断をさせていただいたということでもあります。

○浜田昌良君 じゃ、そうしますと、現行の感染症診査協議会の診査対象に今般の法律で規定される新型インフルエンザ等は含まれないんですか。

○副大臣（辻泰弘君） 都道府県知事が新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置等を実施するに当たりましては、その必要性等について、専門的観点や人権尊重の観点から第三者機関である感染症の診査に関する協議会において審議することとなっているところでありまして、新型インフルエンザ等も診査の対象となるものでございます。

○浜田昌良君 これ、川本参考人の議事録を是非、大臣読んでください。

これ、三年前に実は対象になっているんですよ。対象になって、診査してくださいと言われたと。ところが、診査がしていられないんですよ。対応困難になって、どんどんファクスが送られてくると、事後でもいいと、結局、もう国はいいですよと、こうなっちゃったという。非常に曖昧な規定になっているんですよ。

そういう意味では、今回、こういう人権制限が少なく、うまく対応してもらうことを期待していますけれども、こういう現場の混乱があつて、川本参考人からは、規模が大きいので別の体制を考えてほしいと言われているんですよ、今のこの対象になっているんですけど。そういう声もあることを厚労省は御理解をされていますか。

○副大臣（辻泰弘君） そういった御意見があることは承知しております。

○浜田昌良君　もう一点、この法案で是非考えてほしいのが補償の問題なんですね。これについて、この補償は六十二条で損失補償の規定があります。また、六十三条に医療関係者が死亡した場合の損害補償というのは規定されています。しかし、これだけで十分なんではないかという問題なんですね。

特に問題なのが、その四十五条で、感染を防止するために協力要請ということで、政令で定める多数の者が利用する施設の管理者に対して使用制限を要請できるんですよ。そうですね。その多数の者が使用する施設にはスーパーマーケットはまず含まれるんじゃないか、大臣。

○国務大臣（中川正春君）　今の想定では、それはないということだと思います。